

内部通報窓口について

1、窓口を利用できる者

内部通報窓口の利用者は本協会ならびに本協会加盟の都道府県協会、車いす協会の役員、委員、職員及び本協会登録競技者（未成年者の親権者を含む）とする。

2、利用方法

通報フォームを利用し、下記通報窓口に①郵送、②E-mail のいずれかにて送付ください。

3、通報対象事案

内部通報窓口の通報対象事案は以下のとおりとします。

- ①公益通報者保護法別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実
- ②同表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが当該事実となる場合における当該処分の理由とされている事実
- ③本協会が実施する事業において法令・本協会諸規則に違反した事実

4、内部設置窓口（担当：コンプライアンス委員会）

e-mail:

郵送の宛先：

〒150-8050

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館内

公益社団法人日本カーリング協会コンプライアンス委員会

5、外部設置窓口（担当：山中弁護士）

※山中弁護士は、本協会の顧問弁護士です。

e-mail:

郵送の宛先：

〒100-6013

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13F

狛・小野グローバル法律事務所 山中真人

通報フォーム

- ・以下の様式をご利用ください。

氏名	
所属（協会名等） JCA 登録番号	
電話番号	
メールアドレス	
内部通報内容	

注意事項

- ・真実に反することを知らずに行う通報、不正の利益を得る目的で行う通報、他人を誹謗中傷する目的で行う通報その他の不正な目的の通報はできません。
- ・通報窓口では、一般的なお意見、苦情等については受け付けません。